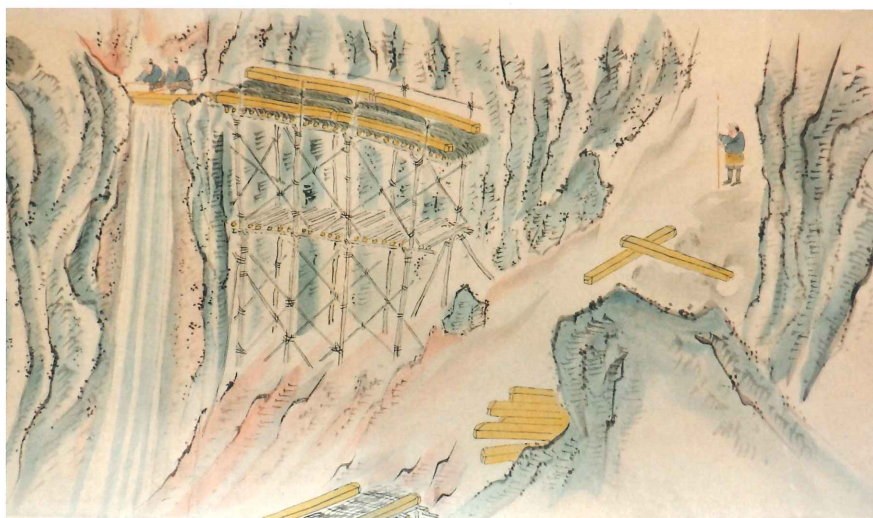


高性能林業機械がある現代では、どんな奥山からでも木材を伐り出すことができます。その



急峻な山に栈橋をつくってケヤキを搬出

ような機械のない江戸時代、現倉渚町川浦の御林（幕府の直轄林）から大量のケヤキを伐り出し、水運によって江戸まで運ぶという難事業が行われました。倉渚町川浦の旧家には、江戸時代の末期に近い一八三四年（天保五年）から行われた、江戸城再建のための木材調達の事業のようすを克明に描いた、長さ十メートルにもわたる絵図が伝えられています。

絵図には、伐りだされたケヤキが、急峻な山からさまざまな技術、仕掛けを駆使して烏川まで降ろされ、川に流した木を現倉賀野町でイカダに組み、その後、利根川を経由し江戸まで運搬された様子が詳細に描かれています。

この貴重な絵図は、令和三年五月二十五日に、日本森林学会の四十二番目（群馬県では初）の林業遺産に認定されました。



森林組合法が改正されました

～経営基盤強化、組合員の確保、理事会の活性化が柱～

森林組合は地域林業の重要な担い手であり、この経営基盤をさらに強化するためには、組織運営に係る制度見直しが必要なことを背景に、4月1日付で森林組合法が改正されました。

また、この改正に伴う森林組合の定款については、6月25日開催の第20回総代会で改正が承認されました。

【改正森林組合法の概要】

① 森林組合間の多様な連携手法の導入

従来の合併の手法に加え、事業譲渡、吸収分割、新設分割が可能になりました。

② 正組合員資格の拡大

森林所有者の指定により正組合員となる場合の要件が、「推定相続人」となり、その人数制限が撤廃されました。

③ 事業の執行体制の強化

販売事業または法人経営について、実践的能力をもつ理事一名以上の配置が義務付けられるとともに、理事の年齢、性別に著しい偏りが生じないための配慮規定が追加されました。

また、組合事業に当たっては、森林の公益的機能の維持増進を図りながら、林業所得増大に最大限配慮する規定が盛り込まれました。



機械化により組合員の林業所得増大につなげる